

令和7年度 第1回 福岡市感染症危機管理専門委員会 議事要旨

日時

令和7年6月24日(火) 19時～20時35分

場所

福岡市役所本庁舎15階 研修室A

出席者

委員

下野委員 戸川委員 長崎委員 堀内委員 三宅委員 菊池委員 東田委員
安藤委員 石井委員 (名簿順)

事務局

保健所長

(健康危機管理部) 健康危機管理部長、健康危機管理課長、企画調整係長

(感染症対策部) 感染症対策部長、感染症対策課長、企画管理係長

他4名

議事

1 開会

2 荒瀬副市長挨拶

3 出席者紹介

委員の互選により、下野委員を委員長に選任

4 議題

(1) 「福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要について

【事務局より説明】

(委員) 現行計画の時期区分の未発生期が、改定後の計画の準備期ということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 現行計画の海外発生期から県内未発生期(県内発生早期)が、改定後の初動期ということか。

(事務局) 概ねお見込みのとおり。

(2) 計画の素案について

【事務局より素案 第1章～第3章の説明】

(委員) 行動計画においては、準備期、初動期、対応期の3つの時期区分に分かれているが、県の予防計画では発生早期、流行初期、流行初期以降の3つの区分が設定されている。

2つの計画における時期区分の関係をどう理解したらよいか。

(事務局) 予防計画と行動計画の時期区分については、国からは明確に合致するものでもないと示されている。予防計画においては、流行初期が発生してから3か月以内、流行初期以降は発生から3か月以降ということで示されている。

(委員) 医療機関がそれぞれのフェーズでどのように対応するのか、分かりやすく示していただきたい。

(委員) 県と市の時期区分を比較した表のようなものを作成してはどうか。

(委員) 医療措置協定と市行動計画の時期区分について、それぞれが何を指しているか、比較できるものを作ってほしい。

(事務局) 医療機関は県との協定をもとに動くことになるため、意識合わせをする必要がある。ご意見を踏まえ、2つの計画の時期区分についてイメージが共有できるように図の追加を検討する。

(委員) 行動計画は、市民に広く周知するものか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 医療措置協定は、県の時期区分に沿って契約しているため、福岡市の初動期、対応期で指示されても対応ができないのではないか。県と一致させた方がいいと思う。

(事務局) 県の医療措置協定との関係について、齟齬がないよう整理したい。

(委員) 新型コロナの時は、県が全体的な医療のマネジメントを行ったが、福岡市の患者をどのように診察するかということについては、市内の医療資源の中で協力して対応していった。それは今後も変わらないと考えている。

福岡市の医療資源が、どのような内容で県に医療措置協定の申請をされているのか状況を把握し、準備の段階で共通認識を持つておくことが必要だと思って

いる。

【事務局より素案 第4章 1 実施体制～4 情報提供・共有、リスクコミュニケーションの説明】

(意見・質問なし)

【事務局より素案 第4章 5 水際対策～9 治療薬・治療法の説明】

(委員) 第4章 8 医療(3) 対応期 ③時期に応じた医療提供体制の構築について、ここに括弧書きで流行初期、流行初期以降と記載があるが、県の医療措置協定とは考え方が異なるのか。

(事務局) 医療措置協定と同じ考え方である。

(委員) ワクチンについて、次の感染症危機がどのようなもので、ワクチンがすぐに用意できるかなど、いろいろな要因があると思うが、ワクチンが非常に重要な鍵になるため、スムーズに接種できるような体制を整えることが必要である。

(委員) 非常にきちんと作られているのは見て取れる。医療がひっ迫するのは大型連休や年末年始となるため、急患センターを活用するなど具体的な対策を記載すると、市民としては安心すると思う。

(委員) 夜間休日の医療体制をどう確保するのかということは、大きな課題だと思う。

(委員) 今年の冬もインフルエンザが流行したときに急患センターはひっ迫した。夜間休日の診療に協力してくれるクリニックがあるが、薬局も開いている必要があるため、薬剤師会も含めて体制を考える必要がある。

(委員) 往診や訪問診療所についても、県が医療措置協定を結んでいると思うが、在宅療養している患者の医療体制については、新型コロナの際も非常にひっ迫した。オミクロン株が流行した時、医師会の方で改めて呼びかけていただいたが、夜間休日はほとんど診ていただける医療機関がなかったため、体制の確保を進めていく必要がある。

(委員) 夜間休日の診療については、人件費の問題が大きいいため、福岡市からの支援が必要だと考える。

(委員) 人間の場合は、空港などで水際対策を行い感染症の侵入を防ぐことができるが、海外から飛んでくる鳥を防ぐことは難しいため、人獣共通感染症は大きな問題であるとする。

(委員) 鳥が亡くなった時には、ウイルス検査するのか。

(委員) 検査ではなく、殺処分になる。鳥インフルエンザの発生自体は珍しいことではないため、自治体がどこまで情報を把握しているかは分からない。家きんを扱っている養鶏場は、行政から指示されて殺処分するしかないため、経済的な損失という問題が一番大きい。

準備段階において各部署との連絡が大事だと感じている。県の関係部署等と連携することが記載されており、行動計画の策定に加えて、連携体制の整備等を具体的に進めていただきたい。

【事務局より素案 第4章 10 検査～13 市民の生活及び地域経済の安定の確保の説明】

(委員) どのような感染症が発生するかにもよると思うが、まず、検査を実施して、その結果があって診断するという流れになるため、保健環境研究所の検査体制時は重要である。平時からスムーズに移行できるような体制を作っていただきたい。

(委員) 発生初期の対応としては、保健環境研究所が検査を担うことになる。

地衛研の検査受入れ体制については国が力を入れており、全国の地衛研で訓練等で備えていくこととなっている。市保環研では限られたウイルスの担当者だけでなく、有事の時に所内の全職員が新型インフルエンザ感染症の業務に従事する訓練を昨年度から定期的に、様々な形で行っている。なお初期以降については、様々な場所・機会に検体採取や検査実施を行う体制をつくるのが重要だと思う。

(委員) 備蓄について、備えは必要だが、消費期限があるため、期限が切れる前に訓練で使用するなど、有効利用するというのを計画に追加してはどうか。

(事務局) 委員からのご意見を踏まえ追記を検討する。

(委員) IHEAT の訓練は実施しているのか。

(事務局) 今年度から実施しており、市の専門職と同じ研修・訓練を受けていただいている。

【計画全体に対する意見】

(委員) 福岡市は外国人の転入がかなり多い。市民に一番身近な福岡市として、かなりの数の外国人の方が住んでいるため、特に対応が必要であると考えている。

(委員) 技能実習生も含めた外国人への感染対策として、多言語で「体調が悪いときには早めに受診するように」と呼びかけたり、技能実習生の雇用者に対して技能実習生等の健康管理を適切に行うことを伝えるなど、準備期の段階で市独自の対策として、オペレーションに対するアプローチを入れておくといいと思う。

(会議終了)